

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部改正の骨子（案）について

1 趣旨

卸売市場を食品流通の核としつつ、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、卸売市場法（以下「法」といいます。）が改正され、令和2年6月21日から施行されることとなりました。

本市においても、法改正の趣旨を踏まえ、卸売市場が引き続き公的な役割を果たしながら、卸売市場の活性化に資する取引環境を整備する観点から、金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部改正を行います。

2 金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部改正の内容

項目	改正案	現行	改正理由
(1) 市場の取引の基本理念	次の事項を基本として取引するように努めることを新たに規定する。 ・卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者へ卸売を行うこと ・卸売業者は、市場内において卸売を行うこと ・仲卸業者は、市場の卸売業者から買入れを行うこと	(規定なし)	市場での取引の基本理念を定めることにより、過度な市場外取引を抑制し、市民等に対する花き等の安定供給を図るため
(2) 第三者販売	規制廃止 ※ただし、毎月の実績報告を義務付ける。	第三者(仲卸業者、売買参加者以外)への卸売は原則禁止 ※残品を生ずるおそれがある場合など、例外規定あり	・卸売業者の販路拡大により、市場全体の取引活性化につなげるため ・取引状況を把握し、適切に指導等を行うため
(3) 商物分離	規制廃止 ※ただし、毎月の実績報告を義務付ける。	商物分離(市場に荷を入れずに取引すること)での卸売は原則禁止 ※開設者が指定した場所での取引、電子商取引の場合など、例外規定あり	・輸送の効率化による経費削減と鮮度保持のため ・取引状況を把握し、適切に指導等を行うため
(4) 直荷引き	規制廃止 ※ただし、毎月の実績報告を義務付ける。	直荷引き(卸売業者以外から荷を買い受けること)は原則禁止 ※卸売業者から買入れることが困難な場合など、例外規定あり	・仲卸業者の販売力強化を図り、市場全体の取引活性化につなげるため ・取引状況を把握し、適切に指導等を行うため
(5) 取扱品目	取扱品目の細目については、市長が別に定めることとする。	取扱品目として、花きの加工品、種苗及び植木を規則に規定	取扱品目の追加・変更手続を簡素化し、迅速な対応を図るため

項目	改正案	現行	改正理由
(6) 場内事業者の業務許可等	卸売業者は、市長の許可を受けなければならないものとし、許可基準は、現行の法の許可基準を準用する。	卸売業者は県が業務許可 ※仲卸業者、関連事業者は市(開設者)が業務許可	市場の適切な業務運営のため
	卸売業者と仲卸業者の最高限度数を廃止し、新たに卸売場、仲卸売場の収容能力により新規事業者の業務許可を制限する。	卸売業者、仲卸業者の最高限度数を規定(卸売業者は2。仲卸業者は4)	
	卸売業者、仲卸業者、関連事業者の業務許可、売買参加者承認の条件に、暴力団員排除の条件を追加する。	(規定なし)	本市の暴力団員排除条例に沿った許可基準とするため
(7) 売買取引の方法	せり売り、入札、相対のどの方法でも卸売できることとする。	せり売り、入札物品を規定 ※卸売の相手が少数の場合など、例外規定あり	各取引業者が取引状況に応じて、売買取引の方法を決めることにより、市場取引の活性化につなげるため
	せり売り、入札の方法による卸売の相手は、仲卸業者、売買参加者に限ることを新たに規定する。	第三者販売が原則禁止されていることで、せり売り、入札による卸売の相手は仲卸業者、売買参加者に限られる	せり売り又は入札の方法による卸売を適正かつ円滑に行うため
(8) 卸売業者の自己買受け	規制廃止	卸売業者が受託物品を自己で買受けることを禁止	多様な取引実態に対応し、市場取引の活性化につなげるため
(9) 経過措置	改正前の法と条例に基づき、卸売業務、仲卸業務若しくは関連事業者の許可、売買参加者の承認又はせり人の登録を受けている者は、改正後の条例において、それぞれ相当する許可、承認又は登録を受けているものとみなす。	—	法改正による事業者の事務的な負担を軽減するため

3 施行予定日 令和2年6月21日（改正卸売市場法の施行日）